

商業登記リモート署名 導入ガイドライン

1.0 版

令和 7 年 10 月
法務省民事局商事課

改訂履歴

版数	改訂日付	改訂内容
1.0 版	令和 7 年 10 月 24 日	・新規作成

目次

1 概要	5
1.1 用語の定義	5
1.2 商業登記電子証明書	9
1.3 G ビズ ID (法人共通認証基盤)	9
1.4 商業登記リモート署名の概要	10
1.5 署名生成アプリケーションへの組み込み方式の選択	10
1.6 ドキュメント体系	13
1.7 次のステップ	14
1.7.1 商業登記リモート署名システムを直接利用する場合	14
1.7.2 商業登記リモート署名ドライバソフトを利用する場合	14
1.8 連携方式選択のフローチャート	15
2 共通機能の概要	16
2.1 G ビズ ID の機能	17
2.1.1 アカウント取得	17

2.1.2	サービス認証と署名認可	18
2.1.3	G ビズ ID アプリ	20
2.2	商業登記電子認証ポータルの機能	21
2.2.1	商業登記電子証明書の発行	22
2.2.2	商業登記電子証明書の管理機能	23
3	参考情報	25
4	問い合わせ	26

1 概要

1.1 用語の定義

表 1、用語の定義

用語・略号	説明
1 商業登記電子証明書	法務省が商業登記に基づき発行する X.509 形式の電子証明書。法人（会社等）の代表者に対して発行され、行政サービスのオンライン申請や、民間企業間での電子契約等に利用される。
2 登記・供託オンライン申請システム	登記・供託オンライン申請システムは、申請・請求をインターネット等により行うシステムである。登記・供託オンライン申請システムを利用するにより、登記所等の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスなどからインターネット等による申請・請求が可能となる。申請用総合ソフトにより商業登記電子証明書の申請も行える。
3 商業登記リモート署名	G ビズ ID や商業登記認証ポータルと商業登記リモート署名システムや商業登記リモート署名ドライバを利用して、商業登記電子証明書のリモート署名機能を提供する仕組み全体を指す。
4 G ビズ ID	デジタル庁が運用する電子的な行政手続きの対象者を一元的に認証する法人共通認証基盤である。法人（会社等）の代表者や個人事業主等が、行政サービスを利用する際の認証に使われ、商業登記リモート署名の利用も G ビズ ID の利用を前提としている。OP と略す場合がある。※OP: OpenID Provider
5 リライングパーティー (G ビズ ID)	本ガイドラインでは、認証基盤として G ビズ ID を利用するサービス。具体的には行政の電子申請システム等のこと。G ビズ ID への登録が必要。

		RP と略す場合がある。
6	商業登記電子認証ポータル	商業登記電子証明書の発行準備や取得に加えて管理機能も備える商業登記リモート署名の一部として提供されるウェブサービス。G ビズ ID によりログインして利用する。商業登記電子証明書で従来提供されていた商業登記電子認証ソフトに代わって利用される。
7	署名生成アプリケーション	商業登記リモート署名を利用して、電子署名の生成を行う行政サービス等のウェブサービスや電子署名アプリ。主にウェブサービスの場合には商業登記リモート署名システムが提供する API を利用し、Windows 上の電子署名アプリの場合には商業登記リモート署名ドライバソフトが提供する API を利用する。利用には G ビズ ID と商業登記電子証明書の取得が必要となる。SCA と略す場合がある。※SCA: Signature Creation Application
8	商業登記リモート署名システム	主に行政サービス等のウェブサービスへ商業登記リモート署名の機能を提供するシステム。電子署名を直接利用するための API (外部のプログラムから呼び出す仕組み) を提供する。署名生成アプリケーションから利用する。署名生成アプリケーション提供者は、利用する行政サービス等の G ビズ ID への RP 登録と商業登記リモート署名窓口への SCA 登録が必要。RSSP と略す場合がある。※RSSP: Remote Signature Service Provider
9	商業登記リモート署名ドライバソフト	Windows 上で動作する電子署名アプリから商業登記リモート署名を利用するため、Windows にインストールするドライバソフトウェア。利用するためには Windows の CNG/CAPI の暗号 API を呼び出す必要がある。API を利用するだけであ

		れば G ビズ ID への RP 登録は不要であり、民間での利用も可能。
10	署名鍵	商業登記電子証明書に記載されている公開鍵と紐付いた秘密鍵（暗号鍵）。利用者（所有者）自身で管理され、電子署名を付与するために利用される。
11	リモート署名	署名鍵をクラウド（リモート）上の安全なハード上に保管して当人認証により署名者を識別して電子署名を付与する署名方式の一種。署名鍵を自身の PC にファイル保管して利用するローカル署名方式に比較して署名鍵の安全性が高い。
12	利用者	商業登記電子証明書を電子署名に利用する者。
13	署名生成アプリケーション提供者	商業登記リモート署名を使い、電子署名の生成を行うウェブサービスや電子署名アプリの提供者（行政機関や民間サービス）。
14	署名生成アプリケーション開発者	商業登記リモート署名を使うウェブサービスや電子署名アプリを実際に開発する者（開発会社）。
15	行政サービス	国や地方自治体などの行政機関が提供しているシステムやサービス。商業登記リモート署名システムと連携し利用者の指示に基づき署名処理を実行する。
16	登記システム・窓口	商業登記証明書の発行審査を行う窓口。
17	電子認証登記所	商業登記に基づく電子認証制度により発行される電子証明書の発行業務を行う電子認証局。
18	PKCS#12 ファイル	秘密鍵と証明書を 1 つのファイルにまとめた、パスワードで保護されたファイル形式。
19	CSC	Cloud Signature Consortium の略。クラウドにおける安全性が高く準拠したデジタル署名の標準化を推進することに取り組んでいる業界、政府、学術機関のグローバル団体。
20	CAPI	Microsoft Cryptographic API の略。Windows

		で暗号化、復号、署名、検証などの機能を提供する API。
21	CNG	Cryptography API: Next Generation の略。CAPI の後継として Windows Vista 以降に導入された新しい暗号 API。
22	2要素認証	利用者がシステム等にログインする再に、2つの異なる認証要素を使って本人確認を行う仕組みのこと。
23	鍵ペア生成	公開鍵暗号方式において使用される「公開鍵」と「秘密鍵」のセット（ペア）を作成するプロセスのこと。公開鍵は、誰でも知ることができる鍵で、暗号化や署名の検証に使われる。秘密鍵は、所有者だけが保持する鍵で、復号や署名の生成に使われる。
24	GビズIDアプリ	GビズIDのログイン時の二要素認証に利用されるスマートフォン用アプリケーション。商業登記リモート署名では、署名認可操作においても利用する。認可端末とも呼ぶ場合がある。
25	支配人	会社法および商業登記法において、会社に代わってその営業に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する使用人で、法人（会社等）の代表者ではないが、商業登記電子証明書を申請・取得することができる。
26	商業登記リモート署名窓口	行政サービスが提供する商業登記リモート署名システムと連携する署名生成アプリケーションを登録する（SCA登録）窓口。

1.2 商業登記電子証明書

法務省が商業登記に基づき法人（会社等）の代表者に対して発行する、X.509 形式の電子証明書である。行政サービスのオンライン申請や、民間企業間での電子契約等に利用される法務省が発行する商業登記電子証明書は、法人（会社など）の代表者がオンラインで申請や届出を行う際に、その法人の正当性や代表者の本人性を証明するために利用される。商業登記電子証明書の発行申請は法務局の窓口または登記・供託オンライン申請システムにて行う。詳しくは法務省の商業登記に基づく電子認証制度のページにて紹介している。

商業登記電子証明書の利用にはリモート署名方式が採用されているが、別途民間のサービスを利用することでローカル署名方式の IC カード形式や PKCS#12 ファイル形式での入手も可能となっている。本書は標準で利用されるリモート署名方式の導入について解説する。IC カード形式や PKCS#12 ファイル形式での入手方法等について詳しくは法務省の商業登記に基づく電子認証制度のリンク集のページにて紹介している。なお PKCS#12 ファイル形式は鍵の安全性の面でリスクがあるためにリモート署名方式または IC カード方式での利用が推奨される。

表 2、商業登記電子証明書の鍵管理方式による分類

鍵管理方式	申請準備と取得	参照
リモート署名方式	商業登記電子認証ポータル	本導入ガイドライン
ローカル署名方式	IC カード形式	民間提供サービス
	PKCS#12 ファイル形式	民間提供利用者ソフト

1.3 G ビズ ID（法人共通認証基盤）

G ビズ ID とは、電子的な行政手続きの対象者を一元的に認証する基盤である。企業の代表者や従業員、個人事業主等が、各種電子申請システム（申請のほか、届出・報告等の業務を含む）等を利用する際のデジタルレコードが提供する法人共通認証基盤のことである。

商業登記リモート署名においても、認証と認可に G ビズ ID と連携しており、商業登記リモート署名の利用と商業登記電子証明書の発行準備には G ビズ ID アカウントの事前取得が必須となっている。

1.4 商業登記リモート署名の概要

商業登記リモート署名とは、商業登記電子証明書と紐付いた署名鍵を商業登記リモート署名システム上に保管して利用する仕組みである。商業登記電子証明書の利用者は、商業登記電子認証ポータルを利用して電子証明書の発行準備や管理を行い、商業登記リモート署名に対応した署名生成アプリケーション（行政システムや電子署名アプリ等）を用いて電子署名を付与することができる。なお商業登記電子認証ポータルと署名生成アプリケーションの利用時にはGビズIDによる認証や認可と連携して動作する。

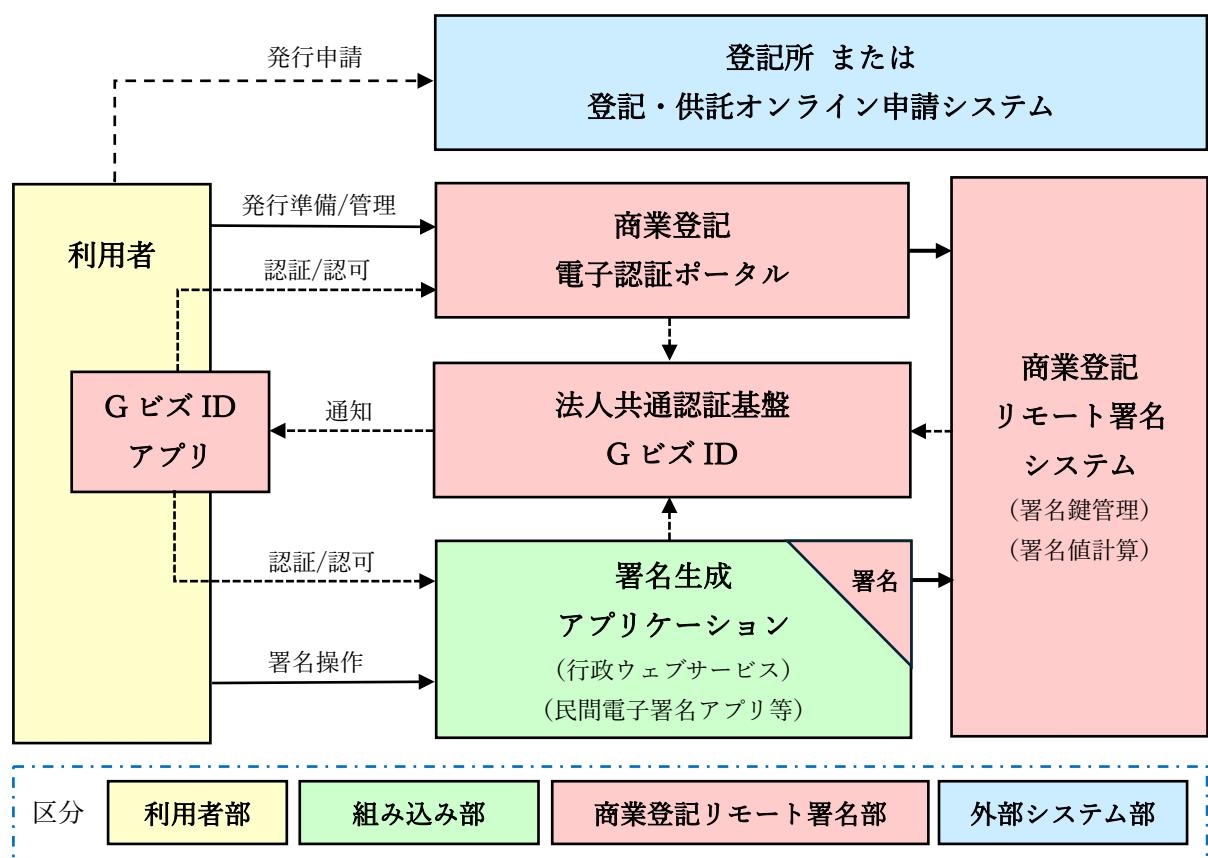


図 1、商業登記リモート署名の関連図

1.5 署名生成アプリケーションへの組み込み方式の選択

署名生成アプリケーションとは、商業登記リモート署名を利用して電子署名を付与するウェブサービス（行政システム等）やプログラム（電子署名アプリ等）である。署名生成アプリケーションが商業登記リモート署名を利用する場合には、商業登記リモート署名システムのAPI（CSC仕様準拠のREST-API）を直接利用するか、商業登記リモート署名ドライバソフトのAPI（CAPI/CNG）

を利用するかをまず選択する必要がある。署名時には G ビズ ID のアカウント（ログイン）と商業登記電子証明書の取得が必要となる。

商業登記リモート署名システムを直接利用するには、G ビズ ID の RP 登録（現在行政システムのみ連携可能）と、商業登記リモート署名窓口への SCA 登録が必要となり、更に G ビズ ID との連携組み込み開発も必要となる。その上で商業登記リモート署名システムの API を直接呼び出して署名を行う。商業登記リモート署名システムを直接利用することでオンライン上において直接署名が行える利点がある。本来のリモート署名の利用方法ではあるが、実装の難易度は高めであり現時点では民間からの利用ができない。

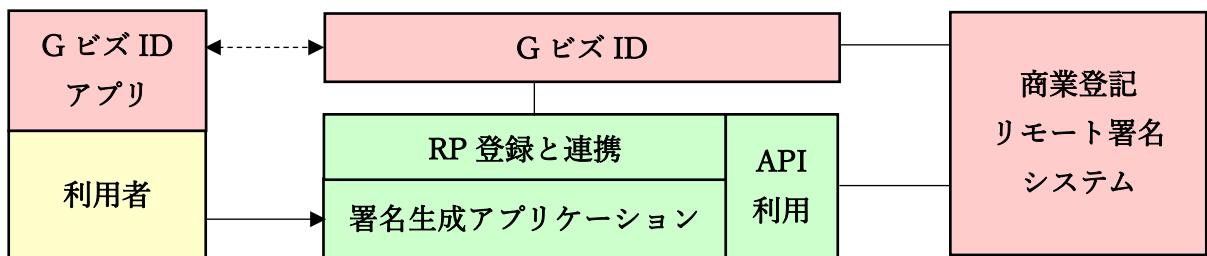


図 2、A. 商業登記リモート署名システム（直接）の連携図

商業登記リモート署名ドライバソフトを利用してすることで、Windows 上の CNG または CAPI の API によりローカル署名アプリにリモート署名の機能を組み込みことも可能である。商業登記リモート署名ドライバソフトの API は民間事業者でも利用可能であり、G ビズ ID の RP 登録や商業登記リモート署名窓口への SCA 登録も不要となる（商業登記リモート署名ドライバソフト自体が RP 登録されている）。G ビズ ID との連携はリモート署名ドライバソフトが行うので組み込み不要となるが、オンライン上における直接署名には対応できない。現時点では Windows 以外の macOS 等への環境へは対応していない。民間の電子署名アプリからの利用も可能である。

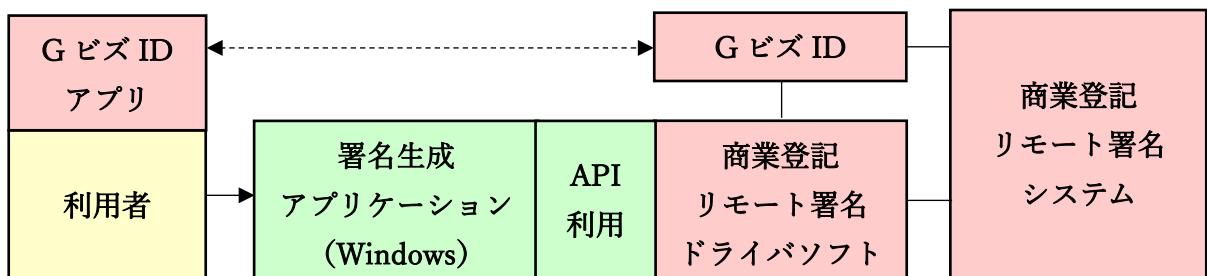


図 3、B. 商業登記リモート署名ドライバソフトの連携図

行政のウェブシステムや電子署名アプリから商業登記リモート署名を利用する場合には、商業登記リモート署名システムを直接利用するか、商業登記リモート署名ドライバソフトの API を利用するか、のどちらかを選択して組み込む必要がある。ただし商業登記リモート署名ドライバソフトを利用することで、Adobe Acrobat Reader/Adobe Acrobat からは組み込み不要により利用可能となっている。民間利用の場合に現時点では商業登記リモート署名ドライバソフトのみが利用可能となっている。

表 3、署名生成アプリケーションへの組み込み方式の選択

連携方式	利用 API・環境	民間利用	G ビズ ID 登録
A 商業登記 リモート署名 システム	CSC 仕様準拠 API (REST-API) ウェブサービスから利用可能 ネイティブアプリからの利用も可能 ※ G ビズ ID の RP 登録に加えて商業 登記リモート署名の SCA 登録が 必要 (詳細は連携ガイドライン)	不可 ※行政のみ	RP 登録が必要
B 商業登記 リモート署名 ドライバソフト	Windows CNG/CAPI API Windows ネイティブアプリのみ可能 ※ 現時点で macOS 等へは未対応 ※ Adobe Acrobat Reader/Adobe Acrobat からの利用が可能 (組み 込み不要)	可能	RP 登録は不要

1.6 ドキュメント体系

「商業登記リモート署名」のドキュメント体系図を以下に示す。本書は以下の体系図の網掛け部分に該当する。

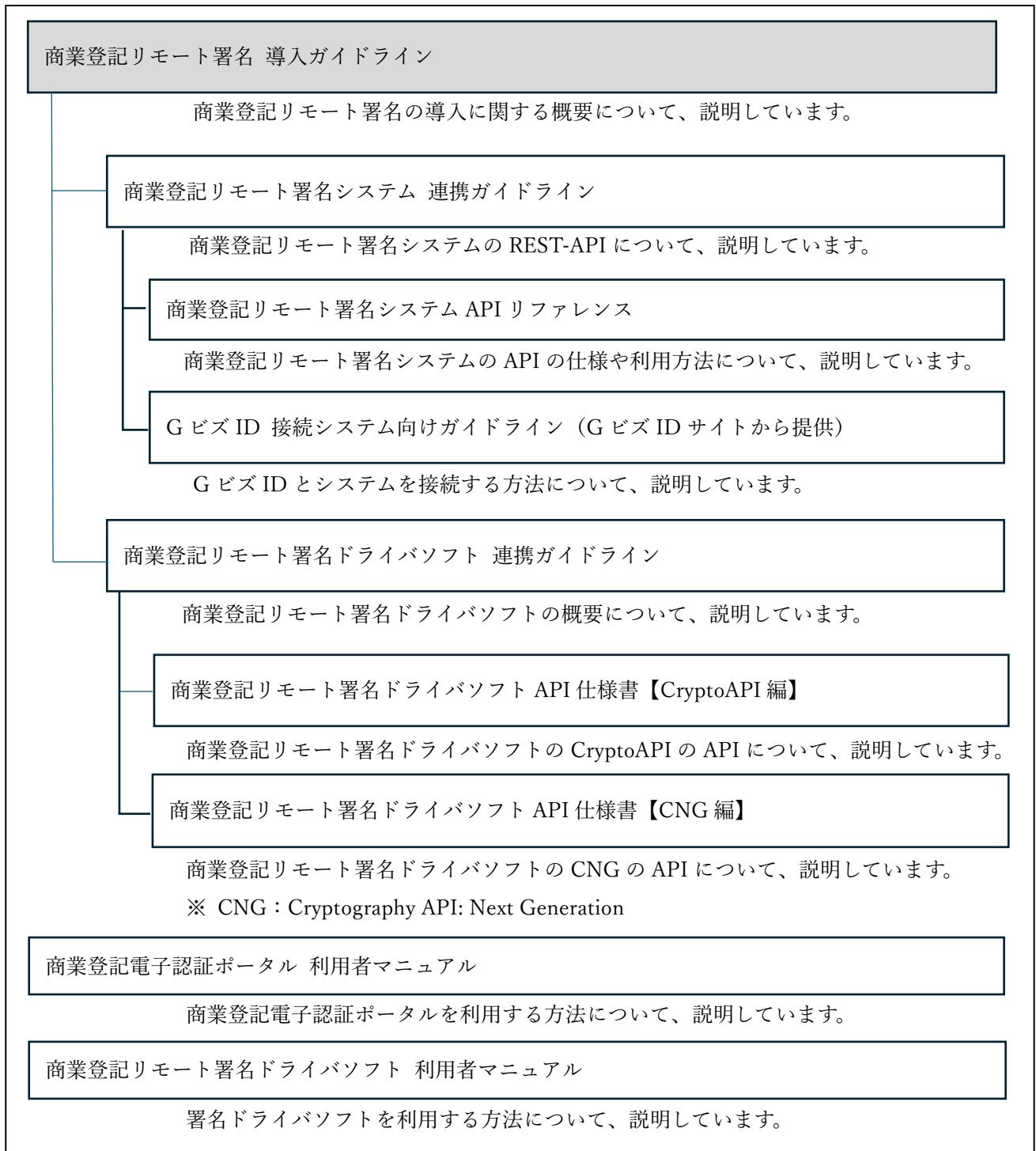


図 4、ドキュメント体系図

1.7 次のステップ

商業登記リモート署名を利用して署名を行うには、「A. 商業登記リモート署名システム」または「B. 商業登記リモート署名ドライバーソフト」のいずれかを選択する必要がある。どちらを選択するかによって、本導入ガイドラインの後に読むべきドキュメントが変わってくる。

表 4、署名生成アプリケーションへの組み込み方式による次のステップ

連携方式	次のステップ
A 商業登記リモート署名システム (直接利用)	商業登記リモート署名システム 連携ガイドライン
B 商業登記リモート署名ドライバーソフト	商業登記リモート署名ドライバーソフト 連携ガイドライン

なお実際のリモート署名利用には、G ビズ ID アカウントと商業登記電子証明書の取得が必要であるが、これは組み込み方法とは関係なく利用者として必要となる。利用方法については「商業登記電子認証ポータル 利用者マニュアル」の内容を理解しておく必要がある。また G ビズ ID の利用方法については別途 G ビズ ID サイトで配布されている「ご利用ガイド」群の内容を理解しておく必要がある。

1.7.1 商業登記リモート署名システムを直接利用する場合

行政のウェブサービスや電子署名アプリが商業登記リモート署名システムを直接利用する場合には、次に「商業登記リモート署名システム 連携ガイドライン」を読む必要がある。

直接利用するにはまず G ビズ ID への登録と接続が必要となるために、G ビズ ID のサイトから配布されている「G ビズ ID 接続システム向けガイドライン」を読み、登録申請から始める必要がある。次に署名 API を利用するために「商業登記リモート署名システム API リファレンス」を読み、開発を行うことになる。

1.7.2 商業登記リモート署名ドライバーソフトを利用する場合

行政または民間の電子署名アプリが商業登記リモート署名ドライバーソフト経由でリモート署名を利用する場合には、次に「商業登記リモート署名ドライバーソフト 連携ガイドライン」を読む必要がある。なお商業登記リモート署名ドライバーソフト自体の利用方法に関しては「商業登記リモート署名ドライバーソフト 利用者マニュアル」の内容を理解しておく必要がある。

商業登記リモート署名ドライバソフトの利用には事前の申請や手続きは不要であり、ドキュメントを読み CAPI (CryptoAPI) または CNG (Cryptography API: Next Generation) の API を利用することになる。CAPI と CNG のどちらを利用するかによって「商業登記リモート署名ドライバソフト API 仕様書【CryptoAPI 編】」または「商業登記リモート署名ドライバソフト API 仕様書【CNG 編】」のどちらかを選択して読み開発を行うことになる。

1.8 連携方式選択のフローチャート

ここまで説明した内容を踏まえて商業登記リモート署名の利用連携方式を選択するためのフローチャートを以下に示す。

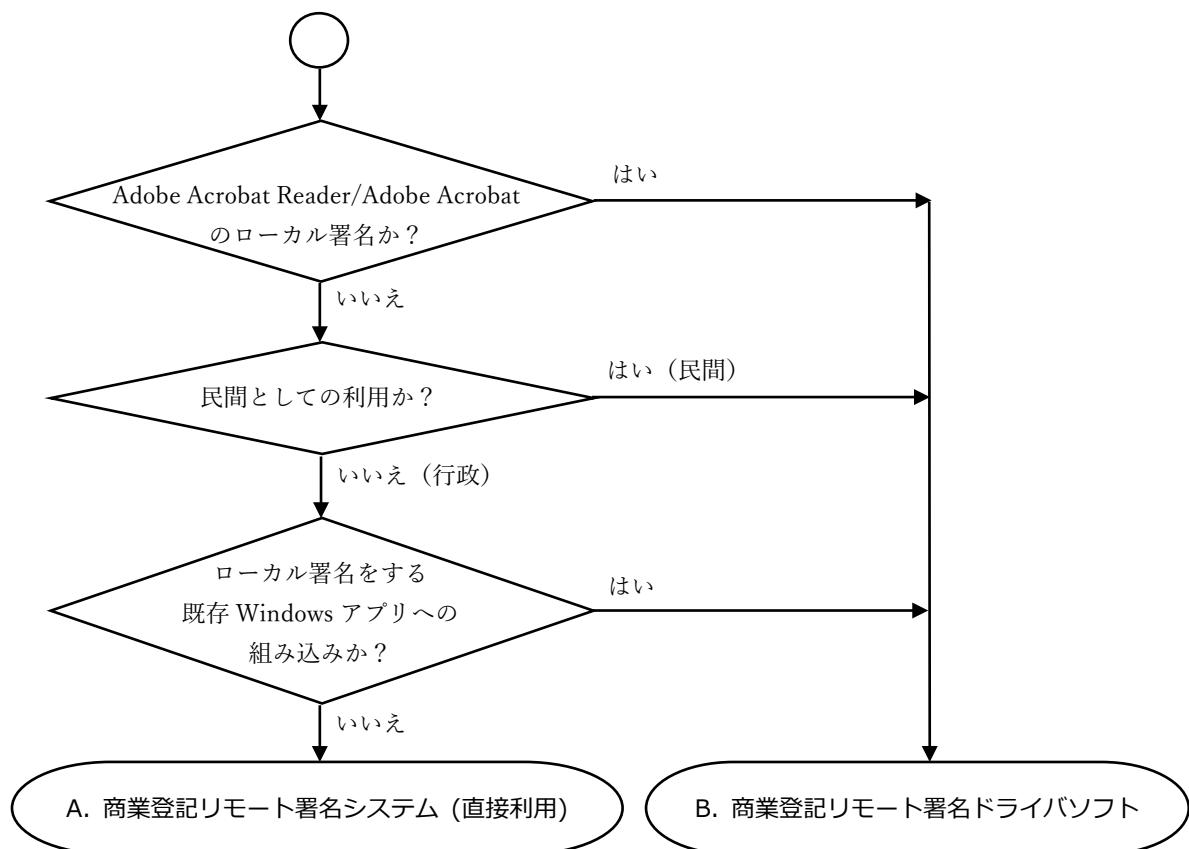


図 5、商業登記リモート署名の利用連携方式の選択

2 共通機能の概要

ここでは商業登記リモート署名を利用するにあたり共通となる機能（商業登記リモート署名システムを直接利用する場合も商業登記リモート署名ドライバソフトを利用する場合も共通して必要となる機能）の概要を説明する。まず以下に利用手順全体の概要を示す。ここでは共通機能として、G ビズ ID を使った認証（当人であることの確認）と認可（アクセス権限の確認）の機能と、商業登記電子認証ポータルを使った商業登記電子証明書の発行と管理の機能について概要を説明する。

表 5、商業登記リモート署名の利用手順概要

	手順	利用システム
A	G ビズ ID アカウントの取得	G ビズ ID
	未取得なら G ビズ ID のプライムまたはエントリーのアカウントを取得する ※ エントリーアカウントは自己申告で即日発行が可能 ※ プライムアカウントもマイナンバーカードを利用してほぼ即日発行が可能	
B	商業登記電子証明書の取得	商業登記電子認証ポータル 法務局・登記・供託オンライン申請システム
	1 証明書発行申請ファイルの作成（鍵ペアの作成） ※ G ビズ ID のアカウントで電子認証ポータルへのログインが必要 ※ 鍵ペアを生成して署名鍵と G ビズ ID アプリとの紐付けを実施 ※ SHINSEI ファイルと電子証明書発行申請書（PDF）の取得	
	2 登記所への電子証明書の発行申請 ※ 登記所の窓口または登記・供託オンライン申請システムの申請用総合ソフトを使って発行申請しシリアル番号を取得	
	3 電子証明書の登録 ※ 電子認証ポータルにてシリアル番号を使い電子証明書を登録（署名可能となる）	
C	リモート署名利用の準備	商業登記電子認証ポータル 他
	リモート署名ドライバソフトを利用する場合には署名を実行する環境へインストール ※ リモート署名システムを直接利用する場合には事前の準備はない	
D	サービス認証（G ビズ ID 認証）	署名生成アプリケーション G ビズ ID
	署名生成アプリケーションにて署名する場合には最初にサービス認証が必要 ※ ウェブサービスまたはリモート署名ドライバソフトからブラウザと G ビズ ID アプリを	

	使ってログイン	
E	署名認可（G ビズ ID 認可）	署名生成アプリケーション 商業登記リモート署名システム・G ビズ ID
	署名生成アプリケーションの署名時には署名認可が必要 ※ ウェブサービスまたはリモート署名ドライバソフトとG ビズ ID アプリを使って承認操作が必要	
F	署名値の取得（署名実行）	署名生成アプリケーション 商業登記リモート署名システム
	リモート署名システムから署名 API を使って署名値を取得する ※ 1 回の署名認可を延長することで連続署名の実行も可能（回数制限あり） ※ リモート署名ドライバソフトでは CAPI/CNG の署名 API を利用 ※ リモート署名ドライバソフトではハンドルを維持することで連続署名が可能	
G	その他管理機能	商業登記電子認証ポータル
	必要に応じて利用する電子証明書や署名鍵の管理機能 ※ 詳しくは「2.2.2 商業登記電子証明書の管理機能」を参照	

2.1 G ビズ ID の機能

G ビズ ID の利用にはまずアカウント取得（身元確認）が必要となる。その上で認証時に G ビズ ID アプリを利用した、認証（サービス認証）と認可（署名認可）を行う。詳しくは、別途 G ビズ ID サイトで配布されている「ご利用ガイド」群と「G ビズ ID 接続システム向けガイドライン」に記載されている。

2.1.1 アカウント取得

商業登記リモート署名の利用には G ビズ ID アカウントが必要となっている。G ビズ ID のアカウントには「G ビズ ID プライム」「G ビズ ID メンバー」「G ビズ ID エントリー」という 3 種類のアカウントがある。「G ビズ ID プライム」と「G ビズ ID エントリー」が法人代表者または個人事業主のアカウントである。「G ビズ ID プライム」は身元確認済みのアカウントであり、「G ビズ ID エントリー」は自己申告（未身元確認）のアカウントである違いがある。「G ビズ ID メンバー」は「G ビズ ID プライム」が追加する従業員用のアカウントであり、身元については「G ビズ ID プライム」の責任となる。「G ビズ ID メンバー」の場合に「G ビズ ID プライム」から委任されている場合には、商業登記電子証明書の発行準備は行えないが利用ログ等の情

報参照や、登録した「利用可能なサービス」において、署名認可の要求を行うことが可能となっている。

商業登記電子証明書の発行準備が行えるのは基本的には「G ビズ ID プライム」と「G ビズ ID エントリー」であるが、商業登記電子証明書の発行が可能な支配人の場合には「G ビズ ID メンバー」でも発行準備を行える。「G ビズ ID エントリー」であっても、商業登記電子証明書の発行時には登記官による申請者の身元確認が別途行われる。

「G ビズ ID エントリー」は自己申告であるので即日発行が可能となっているが認証（サービス認証）としては 1 要素認証となる。マイナンバーカードによるオンライン身元確認を利用することでほぼ即日「G ビズ ID プライム」へ昇格することも可能となっている。「G ビズ ID プライム」と「G ビズ ID メンバー」は 2 要素認証となるのでスマートフォン上で動作する G ビズ ID アプリが必要となる。また認可（署名認可）についてはアカウントの種別に関係なく 2 要素認証が必要となるために、スマートフォン上で動作する G ビズ ID アプリが必要となる。

表 6、G ビズ ID のアカウント種別

アカウント種別	認証	概要
G ビズ ID プライム	2 要素	身元確認済みの法人代表者または個人事業主 ※ 自身の商業登記電子証明書の発行準備や利用が可能
G ビズ ID メンバー	2 要素	G ビズ ID プライムが登録する従業員向けアカウント ※ 委任された場合には情報参照や、登録した「利用可能なサービス」において、署名認可の要求を行うことが可能 ※ 支配人は発行準備も可能
G ビズ ID エントリー	1 要素	自己申告の法人代表者または個人事業主 ※ 自身の商業登記電子証明書の発行準備や利用が可能 ※ 身元確認を経て G ビズ ID プライムへ昇格する ※ 署名認可は 2 要素であり G ビズ ID アプリが必要

2.1.2 サービス認証と署名認可

商業登記リモート署名では、リモート署名の仕組みとして CSC（クラウド署名コンソーシアム）の仕様に従っている。CSC の仕様では認証と認可是 2 段階に分かれている。最初に利用者 ID を認証するサービス認証が必要であり、署名時には署名鍵 ID の利用を認可する署名認可が必

要となっている。商業登記リモート署名では認証と認可の両方に G ビズ ID を利用している。

表 7、リモート署名の認証種別

認証種別	対象	概要
サービス認証 (認証)	利用者 ID	G ビズ ID の認証機能により利用者の当人認証を行う。商業登記電子認証ポータルへのログインや、商業登記リモート署名を利用する際のログインに利用する。 アカウント種別が、プライムとメンバーは 2 要素認証、エントリーは 1 要素認証となる。
署名認可 (認可)	署名鍵 ID	G ビズ ID の認可機能により署名鍵の利用認可（アクセス制御）を行う。利用者から署名要求が行われた場合に、商業登記リモート署名システムから G ビズ ID アプリへ認可要求を行う。1 つの利用者 ID は複数の署名鍵 ID（商業登記電子証明書）を持つことができる。 アカウント種別に関係なく 2 要素認証（鍵パスワードと G ビズ ID アプリ）が必要となる。

サービス認証は通常の G ビズ ID を利用したログインの仕組みとなっており、発行されるアクセストークンの有効期限内はセッションとして複数の処理が可能となっている。署名認可は 1 回のサービス認証済みのセッション内で実行され、署名の都度必要となる処理である。1 回の署名認可では SAD（署名認可用のトークン）の延長により複数の署名計算が可能となるが、延長可能な回数（署名計算の回数）には上限があり、上限を超えた場合には再度署名認可を実行する必要がある。

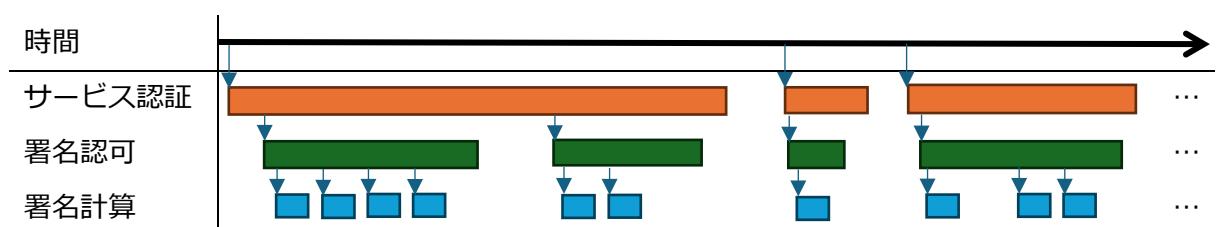


図 6、サービス認証と署名認可と署名計算の関係

2.1.3 G ビズ ID アプリ

商業登記リモート署名の認証（サービス認証）と認可（署名認可）では、知識の認証要素としてのパスワードを最初にリライングパーティー（RP）に入力する。次に認証または認可コードを表示すると同時に G ビズ ID アプリにプッシュ通知して、G ビズ ID アプリにコードを入力することで 2 要素目の所有の認証要素を提供している。

「G ビズ ID エントリー」の認証はパスワードによる 1 要素認証となっているが、認可には 2 要素認証が必要であるので G ビズ ID アプリが必要となっている。「G ビズ ID プライム」と「G ビズ ID メンバー」は認証も認可も 2 要素認証となるので、パスワードに加えて現時点では 2 要素目としてスマートフォン上で動作する G ビズ ID アプリが必要となる。将来的には 2 要素目として G ビズ ID アプリ以外の利用も考えられるが、現時点では商業登記リモート署名を利用するため G ビズ ID アプリが必須となっている。

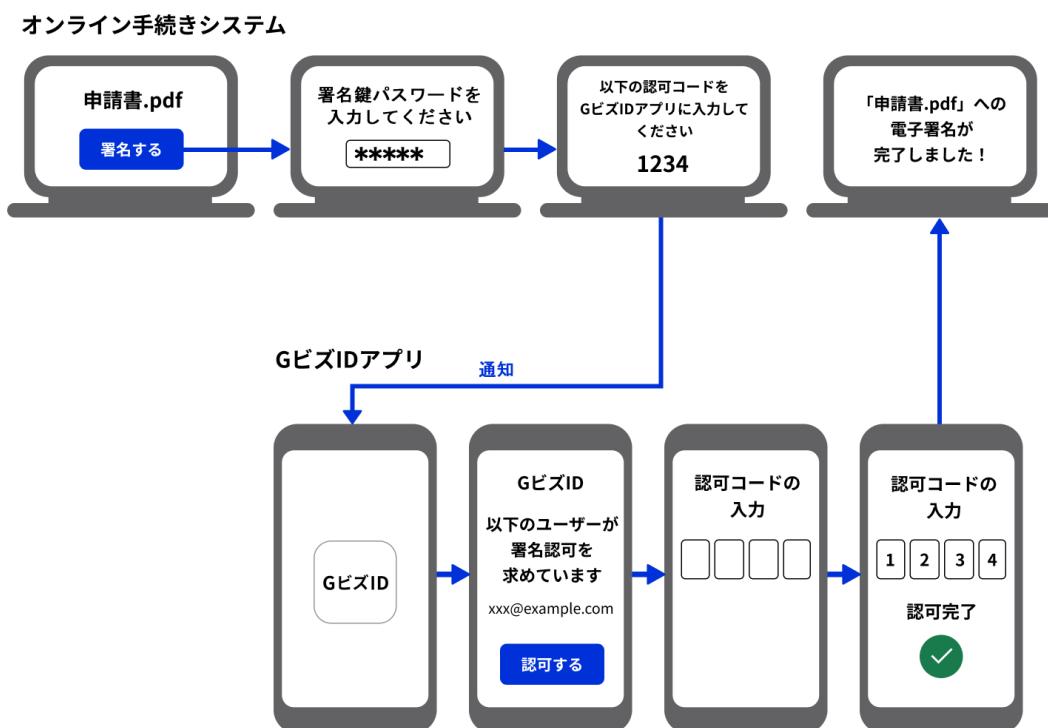


図 7、署名認可における 2 要素認証のイメージ（例）

認証（サービス認証）は G ビズ ID アプリに利用者 ID を紐付け、認可（署名認可）は G ビズ

ID アプリに署名鍵（電子証明書）ID を紐付ける。1 つの G ビズ ID アプリに複数の利用者 ID や署名鍵 ID を紐付けることも可能となっている。また複数の G ビズ ID アプリに利用者 ID や署名鍵 ID を分けて紐付けることも可能となっている。なお 1 つの認証や認可を複数の G ビズ ID アプリに紐付けることはできない。認証と認可に対して G ビズ ID アプリは 1 対 1 の紐付けのみ許されている。署名認可の G ビズ ID アプリへの紐付けは商業登記電子証明書ポータルにて鍵ペア生成の際に行われる。別の G ビズ ID アプリ（スマートフォン）への署名認可の紐付けのやり直しや、スマートフォン紛失時の署名認可の紐付けのやり直しは、商業登記電子証明書ポータルにて可能となっている。

これにより安全かつ柔軟な利用パターンが実現できる。認証用と認可用の G ビズ ID アプリ（スマートフォン）を別にすることも可能であるし、署名鍵（商業登記電子証明書）毎に G ビズ ID アプリ（スマートフォン）を分けることも可能となる。以下に主な利用パターン例を示す。

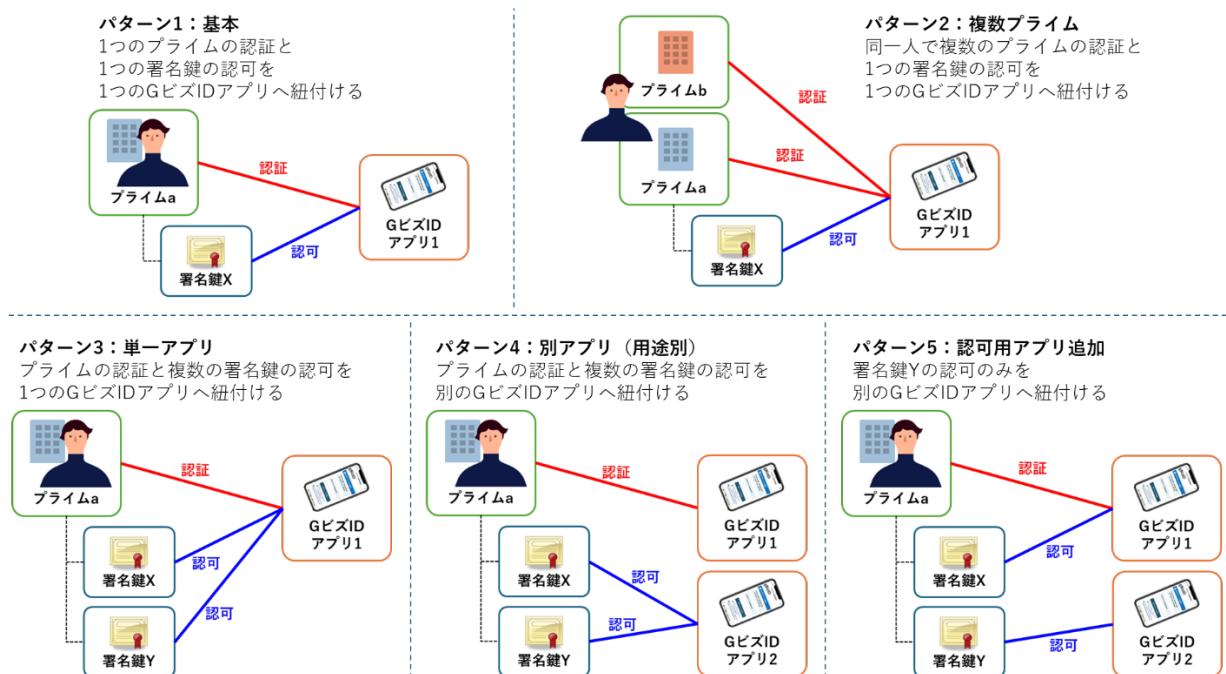


図 8、G ビズ ID アプリの認証と認可の利用パターン例

2.2 商業登記電子証明書ポータルの機能

商業登記電子証明書ポータルは商業登記リモート署名の機能の 1 つであり、商業登記電子証明書のリモート署名システムへの発行準備や取得・登録および管理ができるウェブサイトである。利

用の際には G ビズ ID アカウントが必要である。

2.2.1 商業登記電子証明書の発行

商業登記電子認証ポータルにて電子証明書の発行準備として鍵ペア作成と G ビズ ID アプリとの紐付けおよび申請ファイルの作成を行い、その申請ファイルを使って法務局の窓口または登記・供託オンライン申請システムにて発行申請を行い、発行時に取得したシリアル番号にて電子証明書の登録を行う 3 つの手順に分かれる。手順 2 の発行申請については、登記・供託オンライン申請システムの申請用総合ソフト（利用には登記・供託オンライン申請システムのアカウントが必要）を使うオンライン申請と、管轄登記所の窓口で対面申請のいずれかを選択する。

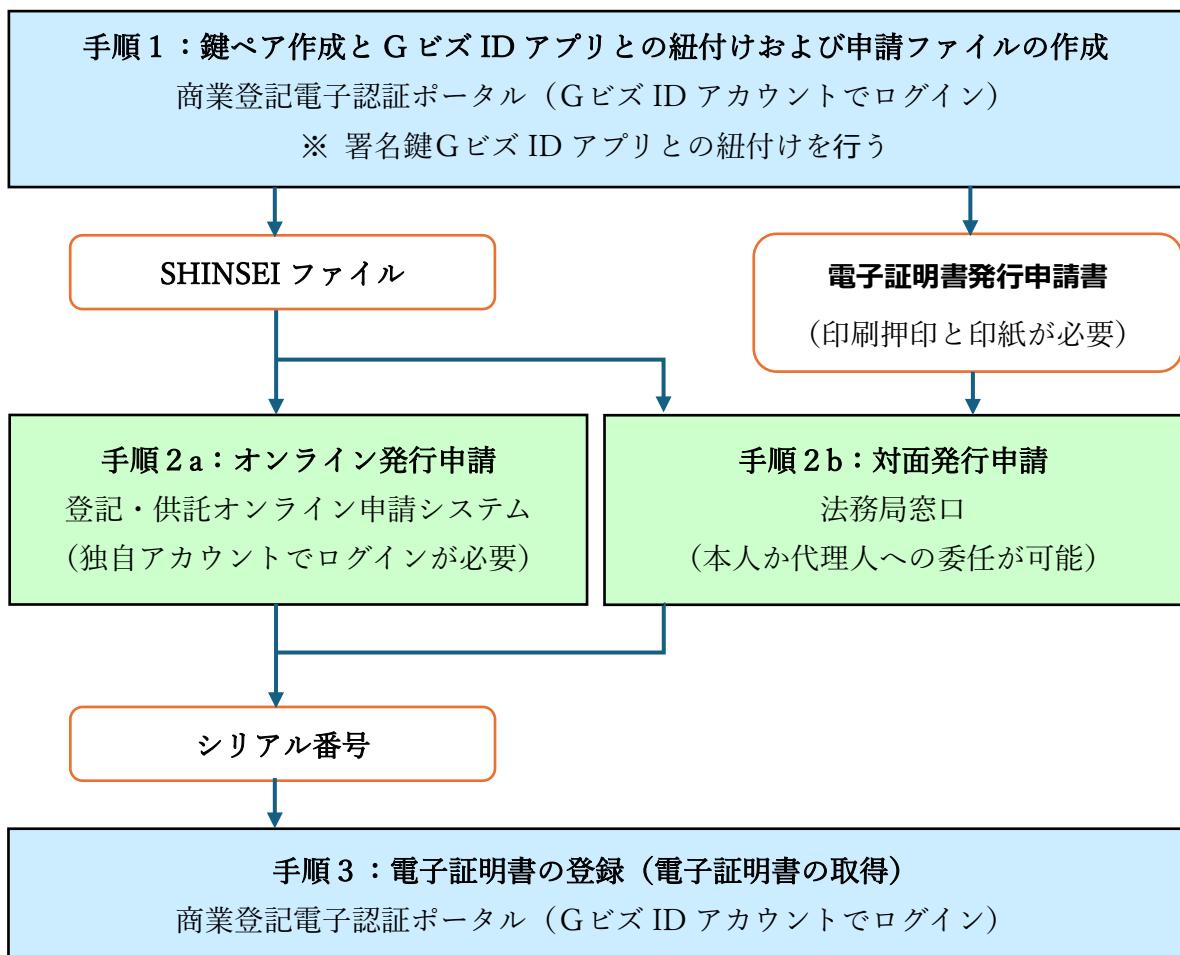


図 9、商業登記電子証明書の発行までの手順

商業登記電子認証ポータルでは、手順 1 と 3 の機能を発行関連機能として提供する。なお商業登記リモート署名の利用を行うには、商業登記電子認証ポータルを使った電子証明書の発行が必要となる。古い商業登記電子認証ソフトや民間の発行申請ツールを利用した場合には、商業登

記リモート署名の利用はできない。

表 8、商業登記電子認証ポータルの発行関連機能一覧

機能	説明
1 証明書発行申請ファイルの作成（鍵ペアの作成）	電子証明書を使用するための鍵ペアを作成し、G ビズ ID アプリとの紐付けを行い、電子証明書の発行申請に必要となるファイルを作成する
2 電子証明書の登録	電子証明書の発行時に取得したシリアル番号を利用して、電子証明書の取得と登録を行う

2.2.2 商業登記電子証明書の管理機能

商業登記電子認証ポータルでは、商業登記電子証明書の発行準備だけではなく、各種管理機能を利用者に提供する。以下に管理機能の一覧を示す。

表 9、商業登記電子認証ポータルのその他管理機能一覧

機能	説明
3 鍵活性化/非活性化	電子証明書を使用するための鍵を活性化または非活性化変更するための機能
4 鍵削除	電子証明書を使用するための鍵を削除するための機能 電子証明書を失効させるには電子証明書の使用廃止の届出を行う必要がある
5 鍵パスワード変更	電子証明書を使用するための鍵パスワードを変更するための機能
6 証明書一覧表示	取得した自己の電子証明書ファイルの内容を表示するための機能
7 署名履歴表示	電子証明書を使用した署名履歴の一覧を表示するための機能
8 電子証明書有効性確認	取得した自己の電子証明書ファイルの有効性確認を行うための機能
9 署名者の電子証明書表示・有効性確認	他者から受領した電子証明書ファイルの内容表示と有効性確認を行うための機能

10	証明書発行申請ファイル内容確認	証明書発行申請ファイル（ファイル名「SHINSEI」）の内容を確認するための機能
11	電子証明書の再発行	登記所で再発行の申請を行い、電子証明書発行確認票を用意して、電子証明書をリモート署名システムへ登録する
12	電子証明書使用休止	取得した自己の電子証明書の使用を休止したい場合に、インターネット経由で電子証明書の休止を届け出るための機能
13	休止届用暗証コード変更	電子証明書の使用休止届出用暗証コードを変更したい場合に、登記所に提出する休止届出用暗証コード変更届出ファイルを作成するための機能
14	認可端末変更	電子証明書に対する操作を行うために必要な認可端末を変更するための機能
15	認可端末リカバリー	電子証明書に対する操作を行うために必要な認可端末をリカバリーするための機能
16	支配人申請一覧	支配人の申請状況の一覧を確認するための機能
17	支配人申請	支配人登録の申請を行うための機能

3 参考情報

本システムとの連携を行うにあたって参考情報を以下に示す。

- 商業登記電子証明書
(<https://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/>)
- G ビズ ID ホームページ
(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)
- G ビズ ID ご利用ガイド
(<https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>)
- G ビズ ID 接続システム向けガイドライン
(https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/Developer_guideline.pdf)
- G ビズ ID アプリ
(<https://gbiz-id.go.jp/top/app/app.html>)
- 商業登記電子認証ポータル
(URL は確定次第反映)
- 商業登記電子認証ポータル 操作マニュアル
(URL は確定次第反映)
- 商業登記リモート署名 導入ガイドライン
(URL は確定次第反映)
- 商業登記リモート署名システム 連携ガイドライン
(URL は確定次第反映)
- 商業登記リモート署名ドライバソフト 連携ガイドライン
(URL は確定次第反映)
- 電子証明書の方式等に関する件 (告示)
(<https://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/SYSTEM/system.html>)
- CSC-API¹
(<https://cloudsignatureconsortium.org/resources/download-api-specifications/>)

¹ 本システムの API は、CSC-API をリファレンスとして定義されているが、一部省略および拡張している。

商標については次の通りです。

- Microsoft Windows 及び Microsoft Edge は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- Adobe、Adobe ロゴ、Acrobat、および Adobe PDF ロゴは、米国および/またはその他の国における Adobe の登録商標または商標です。
- Mac および macOS は、米国およびその他の国と地域で登録された Apple Inc.の商標です。
- その他、記載されている会社名、製品名等は、各社の登録商標または商標です。

4 問い合わせ

問い合わせ先を以下に示す。

- 商業登記リモート署名窓口
(未確定)
- Gビズ ID サポートデスク
「Gビズ ID 接続システム向けガイドライン」をご参照ください。